

○ 「石川県警察ヤングテレホン運用要領」の全部改正について（通達）

〔平成24年12月21日少乙達第62号等
警察本部長から関係所属長宛て〕

対号1 平成23年3月24日付け少乙達第19号、県相乙達第8号「石川県警察ヤングテレホン運用要領」の制定について（通達）」

対号2 平成23年2月28日付け県相甲達第2号他「警察安全相談取扱要綱の制定について（通達）」

石川県警察ヤングテレホンについては、対号1に基づき運用しているところであるが、今般、報告様式の見直し等を行い、別添のとおり「石川県警察ヤングテレホン運用要領」を全部改正し、平成25年1月4日より施行することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、対号1は平成25年1月4日をもって廃止する。

別添

石川県警察ヤングテレホン運用要領

第1 趣旨

急激に変化する社会情勢の中にあって、少年や保護者等の持つ悩みや困りごとが複雑・多様化し、自らの問題解決能力の低下や家族等の結びつきの弱さから、長期間にわたって悩み等を抱える少年や保護者等も少なくない。

このような少年や保護者等に対し、気軽に相談できる窓口として、適切な指導、助言を行い、少年の非行防止と健全育成を図ろうとするものである。

第2 設置場所

石川県警察本部生活安全部少年課

第3 名称及び電話番号

- 1 名称 「石川県警察ヤングテレホン（通称 ヤングテレホン）」
- 2 電話番号（フリーダイヤル） 0120-497-556

第4 受理体制等

1 受理担当者

受理担当者は、原則として、少年課所属の少年相談専門員又は少年警察補導員とする。

2 受理時間

執務時間内とする。

第5 運用体制

1 運用責任者

運用責任者は少年課長とし、ヤングテレホンの運用全般について統括するものとする。

2 相談担当責任者

相談担当責任者は少年課少年サポートセンター長とし、関係機関との連絡調整、受理担当者に対する指導教養等を行うものとする。

第6 運用上の留意事項

- 1 相談の受理に当たっては、対号2の第3に従い、適切に対応すること。特に、少年からの相談については、精神的に未熟であることを十分考慮し、少年の特性と心情を理解したうえで対応すること。
- 2 犯罪の被害少年等からの相談で、面接による相談が必要と認められる場合は、強制にわたらない範囲で面接相談について教示すること。

第7 広報活動

各種広報媒体やあらゆる機会を利用し「ヤングテレホン」の広報に努め、広く利用の促進を図ること。

第8 報告等

- 1 相談を受理した場合は、対号2の第6に従い、適切な対応、報告及び引継ぎ等を行うこと。
- 2 警察安全相談記録簿を作成する際には、備考欄にヤングテレホンにより受理の旨を記載すること。
- 3 記録は2部作成のうえ、1部は県民支援相談課に集約するものとし、1部は少年課において保管するものとする。